阿久根市監査公表第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項並びに同条第２項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、下記のとおり公表する。

なお、同条第７項の規定に基づく財政援助団体等の監査についても併せて実施したことを申し添える。

令和８年６月11日

阿久根市監査委員　花田清治
同　竹之内和満

記

１　**監査の対象及び期日**

企画推進課　令和８年５月１日から５月14日まで

２　**監査の対象事項**　令和７年度の財務に関する事務執行等（令和８年３月末現在）

３　**監査の結果**　別紙のとおり

定期監査報告書

１　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定に基づく監査並びに同条第２項の規定に基づく監査

地方自治法第199条第７項に基づく財政援助団体の監査

２　監査の対象

企画推進課が所管する令和７年度予算に係る財務に関する事務の執行等

３　監査の実施期間

令和８年５月１日から５月14日まで

４　監査の着眼点

阿久根市監査委員監査規程第４条に規定する次の項目について実施した。

⑴　事業の管理状況

⑵　事業の執行状況

⑶　財政及び出納の状況

５　監査の実施内容

阿久根市監査基準に基づき、令和７年度の財務に関する事務の執行及び管理運営等が関係法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類について、照合、調査及び確認の実査後、必要に応じて関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部について実施した。

６　監査の結果

⑴　総括

財務監査の結果、条例、規則等に基づき、適正に執行されていると認める。

⑵　意見

ア　市のまちづくりビジョン等の推進について

令和７年度を初年度とする「第３期　笑顔あふれる阿久根市人口ビジョン及び総合戦略」とともに、今年度から「阿久根市過疎地域持続的発展計画（令和８年度～令和12年度）」に伴う事業及び施策が開始されている。

これらの事業の推進については、持続可能な地域社会の形成に努めながら、阿久根が持つ豊かな自然等を生かし、時代のニーズを的確に把握するなどして、事業の優先度等を考慮しつつ、具体的施策を着実に実施していく中で、事業の検証、分析及び見直し等を行い、必要な財源の確保とともに、健全財政の堅持に努めながら、市民福祉の増進に努められたい。

イ　乗合タクシー事業の推進について

令和７年度における乗合タクシー事業については、市内10地区（77区中44区）で運営されており、その事業実績は、延べ運行回数1,655回（対前年度369回増）、延べ利用者数2,877人（対前年度250人増）となっている状況である。

この事業については、公共交通の不便な地域の人々にとって欠かせない事業であり、「福祉タクシー」制度の活用とともに、計画的に事業の検証・見直し等を行いながら、当該事業を推進していただきたい。

ウ　移住定住促進について

移住定住の促進については、これまで様々な取組が行われているところであるが、人口減少が進む中で、これらの促進は、本市が取り組むべき重要な施策の一つであると考えるところであり、引き続き、総合的な支援促進をさらに進めていただきたい。

また、これらの取組については、市のホームページ及びその他の様々な媒体を活用するなどして、より効果的な方法で、当該情報発信に努めていただきたい。

エ　企業誘致について

企業誘致については、本市の地理的な事情等で実現が非常に厳しい状況下にあると考えるが、そのための情報発信等は常時行っておく必要があると考えることから、企業誘致のアプローチ及び企業立地の助成制度の充実等も併せて、積極的に取り組んでいただきたい。

オ　地域色づくり事業について

令和７年度「地域色づくり事業」による補助金の交付実績は、1,308万6,500円（環境水産課所管分16万5,000円を含む。）となっている。

この事業は、各自治会の活性化保持などのため、令和元年度から実施されてきている事業であり、人口減少及び高齢化の進展等で、各自治会の運営及び組織の活力等が低下している状況にあることから、引き続き、自治会との意見交換等を行いながら、持続的な支援の充実が図られるように取り組んでいただきたい。

カ　準公金の事務等について

市が協議会等の事務局として、当該団体の会計事務等を行っている「阿久根市地域公共交通活性化協議会」ほか２団体の会計事務の執行状況等を監査したところ、収入、支出とも適切な意思決定の下で、会計事務が処理されており、それらの事務は、適正に行われていることを認めた。

引き続き、適正な事務処理及び準公金の適切な管理に努められたい。

(3)　指導事項

ア　財務事務について

財務事務における支出負担行為書の起票日の取扱い等について、合理性に欠けるものがあったので、それらは適正に処理すること。

イ　服務について

(ｱ)　出退勤登録に関する事項について

週休日に時間外勤務を行った際に、出退勤登録がないものがあったので、それについては、適正に処理すること。

(ｲ)　時間外勤務命令簿の処理について

週休日振替による時間外勤務の取扱いに不備があるものがあったので、それについては、速やかに是正すること。

(ｳ)　旅行命令簿に関する事項について

旅行命令簿の処理について、職名の記載誤り並びにその他記載事項に不備があるものが散見されたので、それらは適切に処理すること。